

特定技能制度について 自動車運転業分野（バス・タクシー）

関東運輸局 自動車交通部

令和8年3月6日（金）

特定技能制度の概要

- 深刻化する**人手不足への対応**として、生産性の向上や国内人材の確保のための取組を行ってもなお人材を確保することが困難な状況にある産業上の分野に限り、一定の専門性・技能を有し即戦力となる外国人を受け入れるため、在留資格「特定技能1号」及び「特定技能2号」を創設。（平成31年4月から実施）
- **特定技能1号**：特定産業分野に属する**相当程度の知識又は経験**を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数： 375,044人（令和7年11月末現在、速報値）
- **特定技能2号**：特定産業分野に属する**熟練した技能**を要する業務に従事する外国人向けの在留資格
在留者数： 6,744人（令和7年11月末現在、速報値）

特定産業分野：介護、**ビルクリーニング**、工業製品製造業、建設、造船・舶用工業、自動車整備、航空、宿泊、**農業**、漁業、**飲食料品製造業**、**外食業**、自動車運送業、**鉄道**、**林業**、**木材産業**
 （赤字は特定技能2号でも受入れ可。青字は令和6年3月末の閣議決定により特定技能1号に追加。）

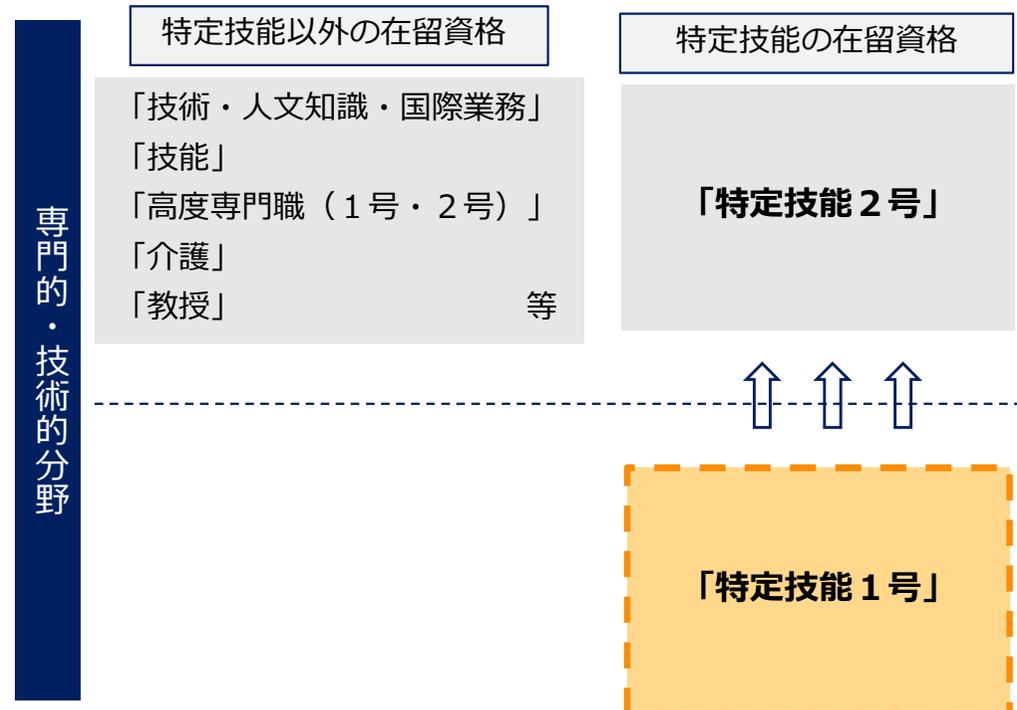
特定技能2号のポイント

在留期間	3年、1年又は6か月ごとの更新（更新回数に制限なし）
技能水準	試験等で確認
日本語能力水準	試験での確認なし（漁業及び外食業分野（N3）を除く。）
家族の帯同	要件を満たせば可能（配偶者、子）
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象外

特定技能1号のポイント

在留期間	1年を超えない範囲内で法務大臣が個々の外国人について指定する期間ごとの更新（通算で上限5年まで）
技能水準	試験等で確認（技能実習2号を修了した外国人は試験等免除）
日本語能力水準	試験（N4等）で確認（技能実習2号修了者は免除） ※介護、自動車運送業（バス・タクシー）及び鉄道（運輸係員）分野は別途要件あり
家族の帯同	基本的に認めない
支援	受入れ機関又は登録支援機関による支援の対象

【就労が認められる在留資格の技能水準】



特定技能制度における自動車運送業分野の制度概要

- 自動車運送業分野について、**特定技能制度の対象分野への追加**を閣議決定(令和6年3月29日)。
- 乗合バス・タクシー運転者の一部について、**日本語能力要件の変更**を閣議決定(令和8年1月23日)
- 担い手不足への対応が喫緊の課題となっている中、特定技能外国人の受入れを進めている。

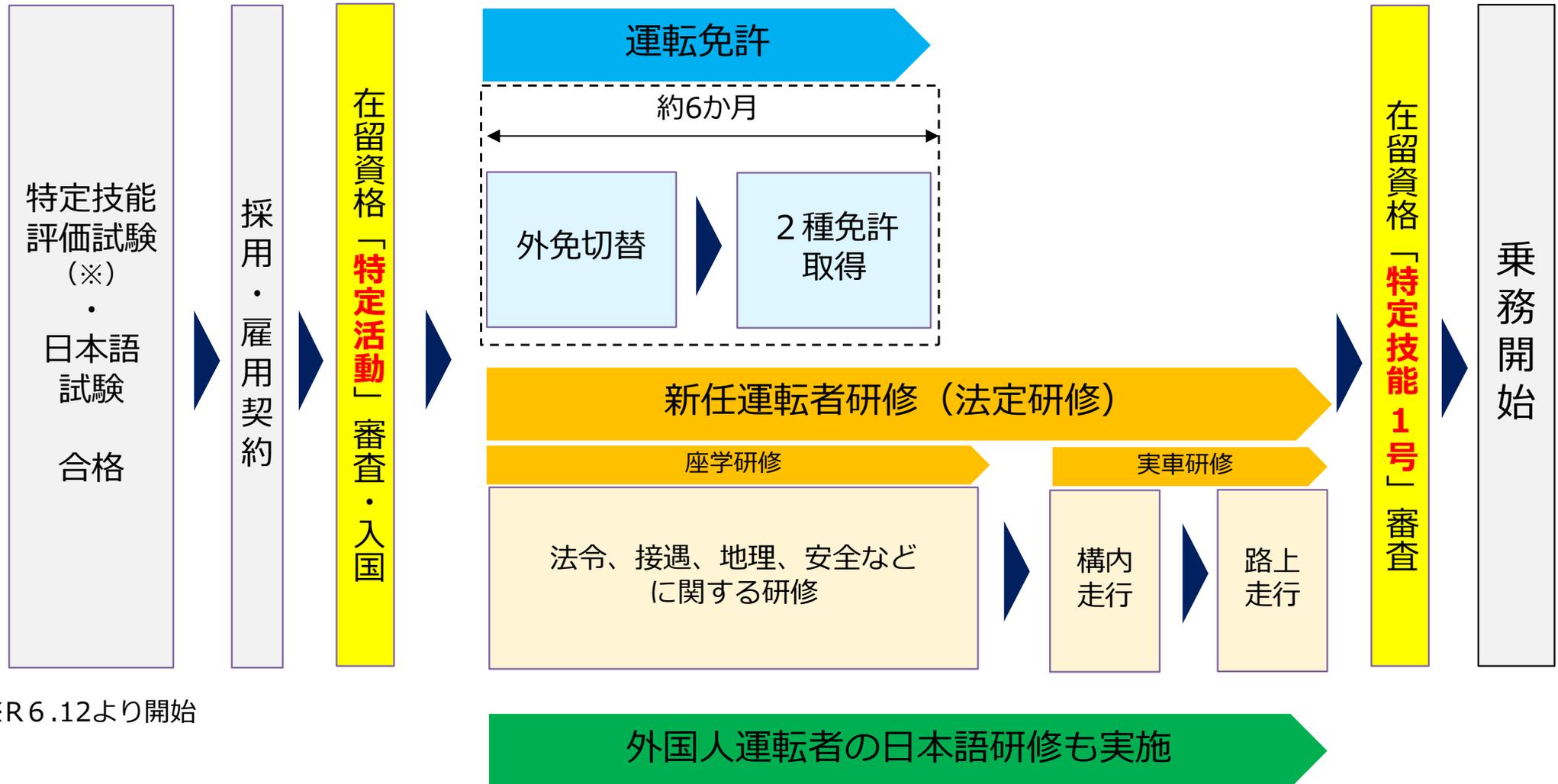
	バス	タクシー	トラック
・受入れ見込数	2. 21万人		
・主な業務内容	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②接客業務	①運行業務 ②荷役業務
・技能水準	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(バス)(※2)	①第二種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(タクシー)(※2)	①第一種運転免許(※1) ②特定技能評価試験(トラック)(※2)
※1 日本国内で運転免許を取得するための手続等に要する期間については、在留資格「特定活動」(バス運転手及びタクシー運転手については1年・更新不可、トラック運転手については6ヶ月・更新不可)で在留を認める。 ※2 特定技能評価試験は(一財)日本海事協会により実施。			
・日本語能力	・B1相当以上 ・乗合バス車内に日本語サポーター同乗させる場合、A2.2相当で可。 ・離島・半島の乗合バスは、一定要件下で日本語サポーター不要	・B1相当以上 ・日本語サポーター同乗の場合、A2.2相当で可。	・A2.2 相当以上
・受入れ事業者の要件	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」の認証取得 等	・「働きやすい職場認証制度」又は「Gマーク制度」の認証取得 等

※本資料におけるB1、A2.2は「日本語教育の参照枠」による日本語能力の熟達度を指す。

※B1相当 : 日本語能力試験 (JLPT) N3

A2.2相当 : 日本語能力試験 (JLPT) N4、日本語基礎テスト (JFT-Basic)

「特定活動」としての在留
(最大12か月)



※R6.12より開始

日本語能力要件

特定活動入国時

※1 日本語教育の参照枠のA2相当のレベル

乗合バス・タクシーは日本語能力要件A2.2 ※1 (N4) 以上、貸切バスはB1 (N3) 以上であること。

特定技能1号

- ① 日本語能力要件B1 (N3) 以上であること。
- ② 乗合バス・タクシーに日本語サポーターを乗務させる場合は、日本語能力要件A2.2 (N4) 以上であること。
- ③ 離島・半島の乗合バスは、営業所との連絡体制が整備されていることを前提に、A2.2 (N4) 単独乗務も可とすること。

[現行]

- ◎ 特定活動入国時
 - ・B1以上 (N3以上)
- ◎ 特定技能1号
 - ・B1以上 (N3以上)

上記要件の実効性確保策

- ① 事業者は、B1未到達の外国人に係る「日本語学習プラン」※2 を本人同意の下作成する。
※2 特定技能1号取得から1年以内の試験合格を見据えた内容とする。(合格に至らなかった場合は、日本語学習プランを改めて作成し、提出)
- ② 日本語サポーターは、各社所属の運転士をリタイアした者、高速バスの交代運転士などを想定。
- ③ 離島・半島におけるバス※3 の単独乗務に当たっては、
 - 事業者と自治体が連携して、外国人が地域に溶け込むための取組(必要な周知啓発、地域特有の言い回し(方言)を理解するセミナーの開催など)を実施する。
 - 携帯電話や業務無線に加え、ICT等も活用し、緊急時に車内状況が確認できる機器(ドラレコ等)や翻訳機器等を車内に備える。

※3 当該路線が位置する営業所及び路線・経路全体が離島振興法・半島振興法等における対象地域内である場合に限る。

【離島】

- 離島振興法に規定する離島振興対策実施地域
- 奄美群島振興開発特別措置法に規定する奄美群島に属する島
- 小笠原諸島振興開発特別措置法に規定する小笠原諸島に属する島
- 沖縄振興特別措置法に規定する離島

【半島】

- 半島振興法における半島振興対策実施地域

<奄美・沖縄>



<小笠原諸島>

